



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (3件) (治山林道課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	2
その他	
○令和元年度行政書士試験の実施 (法 務 課)	2

告 示

高知県告示第223号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和元年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
森林組合及び林業事業者の原木生産量調査
- 調査の目的  
森林組合及び林業事業者の原木生産計画及び生産量を把握し、県が掲げる原木生産計画の進捗状況の把握、目標達成のための施策の立案等に活用するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位  
団体
  - 属性  
県内で原木生産を行う森林組合及び林業事業者
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - 報告を求める事項
    - 皆伐又は間伐別の原木生産量等
    - 出荷の状況
  - その基準となる期日
    - A調査票 毎月末日
    - B調査票 毎四半期末日
    - C調査票 毎年3月31日
    - D調査票 毎年12月31日

5 報告を求める者

(1) 数

- ア A調査票 約23団体
- イ B調査票 約40団体
- ウ C調査票 約16団体
- エ D調査票 約16団体

(2) 選定方法

県内の森林組合名簿による全数及び県内の林業事業者名簿から有意抽出する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が森林組合及び林業事業者に直接報告を求める。

(2) 調査方法

郵送、電子メール又はファクシミリによる調査及び職員による聞き取り調査

7 報告を求める期間

- (1) A調査票 毎月翌月15日まで
- (2) B調査票 毎年3月、6月、9月及び12月のそれぞれ翌月15日まで
- (3) C調査票 毎年4月1日から同月10日まで
- (4) D調査票 毎年1月1日から同月15日まで

高知県告示第224号

平成31年3月高知県告示第180号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び北川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡田野町1880番地1
- イ 氏名  
濱川 味都里
- (2)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡佐川町甲1655番地
- イ 氏名  
倉橋 竹治
- (3)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡窪川町香月が丘2番27号
- イ 氏名  
岡本 久子
- (4)ア 登記簿記載の住所  
香美郡土佐山田町宮前町1番34号
- イ 氏名

山崎 茂

- (5)ア 登記簿記載の住所  
大阪市東住吉区瓜破西之町86番地3

イ 氏名

山崎 肇

- (6)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊村馬瀬442番地2

イ 氏名

天坪農業協同組合

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和48年3月農林省告示第397号(一に係るものを除く。)

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第225号

平成31年3月高知県告示第181号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1) 登記簿記載の住所  
神戸市葺合区八雲通三丁目4番地4

(2) 氏名

岡村 吉野

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和48年10月農林省告示第1920号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第226号

平成31年3月高知県告示第183号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年7月9日  
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所  
大阪市北区堂島浜通一丁目63番地  
イ 氏名  
紀州造林株式会社

(2)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡大方町馬荷1891番地  
イ 氏名  
福留 清栄

(3)ア 登記簿記載の住所  
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1189番地  
イ 氏名  
森 拓司

(4)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡蕨岡村蕨岡240番屋敷  
イ 氏名  
谷口 巖夫

(5)ア 登記簿記載の住所  
京都市北区大將軍西鷹司町24番地  
イ 氏名  
岡村 祐介

(6)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡橋上村野地1016番地  
イ 氏名  
神本 林太郎

(7)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡橋上村野地1241番地  
イ 氏名  
沢近 充典

(8)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡伊野町枝川858番地9  
イ 氏名  
竹崎 義俊

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和50年11月農林省告示第1070号(九に係るものを除く。)

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第227号

香南市野市町中ノ村、野市町東野及び野市町土居の各一部地区、吾川郡いの町神谷、清水上分、清水下分及び小川縦ノ木山の各一部地区並びに幡多郡黒潮町出口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
令和元年7月9日

1 調査を行った者の名称  
(1) 香南市  
(2) いの町  
(3) 黒潮町

2 調査を行った地域及び時期  
(1) 香南市野市町中ノ村、野市町東野及び野市町土居の各一部  
平成26年度から平成28年度まで  
(2) 吾川郡いの町神谷、清水上分、清水下分及び小川縦ノ木山の各一部  
平成25年度から平成29年度まで  
(3) 幡多郡黒潮町出口の一部  
平成24年度及び平成25年度

3 成果の名称  
(1) 香南市地籍図及び地籍簿  
(2) いの町地籍図及び地籍簿  
(3) 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日  
令和元年7月9日

-----  
そ の 他  
-----

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る令和元年度行政書士試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。  
令和元年7月9日  
一般財団法人行政書士試験研究センター理事長  
多賀谷 一照

1 試験日時  
令和元年11月10日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所  
高知市北端町100 高知中学高等学校

3 試験の科目及び方法  
(1) 試験の科目  
ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)  
憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自

治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)  
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法  
ア 試験は、筆記試験による。  
イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。  
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続  
(1) 郵送による受験申込み  
ア 受付期間  
令和元年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで  
イ 受付場所  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課  
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、アの受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること(令和元年8月30日付けの消印のあるものまで受け付ける。))  
ウ 提出書類  
受験願書(顔写真及び受付郵便局の日付印がある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)  
エ 受験手数料  
7,000円  
受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。  
オ 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法  
(ア) 郵送配布  
a 配布期間  
令和元年7月29日から同年8月23日(金)まで  
b 配布請求方法  
住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(角形2号のもの)に郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送で請求すること(令和元年8月23日までに必ず着すること。))  
名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課  
住所 郵便番号252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留  
(イ) 窓口配布  
a 配布期間  
令和元年7月29日から同年8月30日まで。ただし、

<p>日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。</p> <p>b 配布場所</p> <p>(a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会</p> <p>(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー</p> <p>(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所</p> <p>(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所</p> <p>(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所</p> <p>(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所</p> <p>(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和元年7月29日午前9時から同年8月27日(火)午後5時まで なお、受付期間の最終日(令和元年8月27日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日(令和元年8月27日)は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<a href="https://gyosei-shiken.or.jp">https://gyosei-shiken.or.jp</a>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 7,000円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法</p> <p>(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの支払となること。</p> <p>(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとなること。</p> <p>(ウ) 利用することができるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デ</p>	<p>イリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとなること。</p> <p>(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。ただし、申出の時期、障害の内容等によっては希望に添えない場合がある。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 合格発表の日時 令和2年1月29日(水)午前9時</p> <p>(2) 合格発表の方法</p> <p>ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<a href="https://gyosei-shiken.or.jp">https://gyosei-shiken.or.jp</a>)に登載する。</p> <p>イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700</p>	
---	--	--